

## 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成31年2月14日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主文

処分庁が、平成31年1月31日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、平成22年9月6日付けで、請求人に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成24年8月1日付けで、請求人の妻に対し、障害者加算の認定を行った。
- 3 処分庁は、平成26年4月1日付けで、請求人が受給した児童扶養手当の収入認定を開始した。
- 4 処分庁は、平成29年8月17日、母子加算が認定されていないことが判明したため、同年6月1日に遡って、母子加算の認定を行った。
- 5 処分庁は、平成31年1月31日、請求人に対し母子加算を認定すべきところ、誤って審査請求人の妻に対し認定していたため、障害者加算との重複調整により、請求人の妻に対する障害者加算が算定されていないことが判明したため、平成30年11月1日に遡って、母子加算

の対象者を請求人に変更する決定（以下「本件決定」という。）を行った。

- 6 請求人は、平成31年2月14日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

過去の分の母子加算が受け取れないのか。平成30年11月保護費からしか母子加算が認定されていないため。

- (2) 審理員が令和元年5月29日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁の手違いにより、長男・次男が施設入所中の外泊の手当てが過払いされていて、何年もかかって生活保護費から返還していて大変だった。

今まで返還金は分割等にしてもらい、生活保護の最低限の費用から工面して納めてきている。文章に出来ない位、家族には苦勞をかけた。食べていくのもままならない時もあった。三男のおむつもマメに交換できず、服、くつ等リサイクル、役所のイベント等で無料でもらえる物をもらいに行ったり、サイズのあわなくなった服や穴のあいた物でも着せていた。妻も生理ナプキンもマメに交換できない等もある。

僕はパチンコをしていた時期に通帳に入金したお金を全額返還した。返還金は何年もさかのぼって請求してこられるのに、追加支給の場合だけ3カ月しかさかのぼれないのはおかしくないですか？3カ月さかのぼって支給していただいたが、それ以前の生活は本当に病気も患っているのでよけいにしんどくて、他に誰に頼ることもできなくてしんどかったです。こういう手続きをする事、事体が頭がパニックになりそうでしんどい。

この反論書を書くのにも薬をのんだり、休んだり何日もかかっている。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成31年1月31日付の本件決定通知には、「保護変更 平成30年11月1日」、「保護決定理由 母子加算の加算の認定を開始します。」、「今回支給額 17,530円」、「今回の支給額は次のとおりお支払いします。3月分保護費に上積みします。」との記載がある。

イ 平成31年1月31日付の本件決定通知には、「保護変更 平成30年12月1日」、「保護決定理由 母子加算の加算の認定を開始します。」、「今回支給額 17,530円」、「今回の支給額は次のとおりお支払いします。3月分保護費に上積みします。」との記載がある。

ウ 平成31年1月31日付の本件決定通知には、「保護変更 平成31年1月1日」、「保護決定理由 母子加算の加算の認定を開始します。」、「今回支給額 17,530円」、「今回の支給額は次のとおりお支払いします。3月分保護費に上積みします。」との記載がある。

## 2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年5月16日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

### ア 事実経過

- (ア) 平成22年9月6日 請求人に対し保護開始。
- (イ) 平成23年12月21日 婚姻による世帯転入により、請求人の妻に対し保護開始。同日、請求人の妻より、精神障がい者手帳2級(写し)の提出あり。
- (ウ) 平成24年1月5日 請求人の妻が過去に通院していた病院にて初診日が平成23年1月20日を確認。
- (エ) 平成24年8月13日 請求人の妻が所持している精神障がい者手帳2級について、初診日より1年6ヶ月経過したため、継続通院中であったクリニックに照会を行ったところ、請求人の妻が所持している精神障がい者手帳2級と同等程度の病状である旨の回答があったため、平成24年8月1日付け、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。「以下「局長通知」という。」第7-2-(2)-イに基づき請求人の妻に対し、障がい者加算の認定を行った。
- (オ) 平成26年4月1日 請求人の妻が来所し、請求人が平成25年12月から児童扶養手当証書(写し)を持参し、児童扶養手当受給開始及び平成26年4月に平成25年12月から平成26年3月分を受領する旨(月額41,140円)の申告あり。
- (カ) 平成26年4月7日 請求人が児童扶養手当を受給したことにより、局長通知第8-1-(4)-アに基づき平成26年4月1日付け収入認定を開始した。
- (キ) 平成29年8月17日 局長通知第7-2-(2)-コー(イ)に基づき、本来、児童扶養手当受給の翌月である平成26年1月から母子加算を認定すべきところ、認定されていないことを確認。平成29年6月1日に遡って請求人の妻に対し、母子加算を認定。
- (ク) 平成31年1月31日 本来児童扶養手当の受給対象者である請求人に母子加算を認定すべきところ、誤って請求人の妻に認定し、障がい者加算との重複調整によ

り、障がい者加算が算定されていないことを確認。平成30年11月1日に遡って、母子加算の対象者を請求人に変更し、障がい者加算の追加支給を行った。同日、請求人に連絡し、詳細について説明。

(ケ) 平成31年2月5日 本件決定の保護決定通知書送付。

#### イ 本件決定の正当性

争点は、未支給であった母子加算を局長通知第7-2-(2)-コー(ウ)により児童扶養手当の受給開始の翌月にあたる平成26年1月1日から平成29年5月1日まで遡って支給できるか、また請求人の妻の障がい者加算を平成29年6月1日から平成30年10月1日まで遡って支給できるか、どうかである。

本件は、何ら請求人に過失なく、遡及支給される保護費が請求人の最低生活の回復に充てられることが見込まれるものの、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2 答1に扶助費の遡及支給の限度について、「最低生活費の遡及支給は3か月程度(発見月からその前々月まで)と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とあることから、障がい者加算の認定は発見月およびその前々月までの3か月に限り遡及する決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成26年4月1日付けのケース記録票には、「H25年12月分から受給開始により、H26年4月分保護費より児扶手の収入認定開始。」との記載がある。

イ 平成29年8月17日付けのケース記録票には、「母子加算について 請求人が児童扶養手当受給しており局長通知第7-2-(2)-コー(イ)-aに準ずるものとして母子加算を6月より認定します。」との記載がある。

ウ 平成31年1月31日付けのケース記録票には、「母子加算のついて、妻に認定されていることが判明。本来つけるべく請求人に対し認定を変更したところ、重複加算対象外となり、追加支給が発生するため、平成30年11月保護費より変更を行い、追加支給を行います。各月支給額17,530円」との記載がある。

#### 理 由

##### 1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規

定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表第1第2章の2の(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定していないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」と定めている。
- (4) 保護基準の別表第1第2章の8の(3)は「母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。）を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。」と定めている。
- (5) 保護基準の別表第1第2章の9は、加算の重複調整等について、「障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額（同額の場合にはいずれか一方の加算額）を算定するものとし、相当の期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。」と定めている。
- (6) 局長通知第7の2の(2)のコの(イ)は、「保護の基準別表第1第2章の8の(3)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。」とし、次に掲げるものとして、「a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合」と定めている。
- (7) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の問第7の3の答は、父が障害のある状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合について、「児童扶養手当法第4条第1項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)のコの(ア)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取扱って差し支えない。」と定めてい

る。

- (8) 課長通知の間第10の11では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (9) 問答集の間13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

## 2 本件決定について

- (1) 処分庁は、請求人世帯が母子加算の要件に該当することが平成29年8月に判明した際、誤って請求人の妻に母子加算を認定してしまったため、それまで認定されていた障害者加算が重複調整により算定されなくなり同年6月分以降の保護費が本来支給すべき額と相違していた事実が平成31年1月に判明したことから、前記第1の(9)のとおり、発見月の前々月である平成30年11月に遡及して本件決定を行ったものと認められる。
- (2) しかしながら、本件支給額の相違は、処分庁の事務処理誤りによるものであり、何ら請求人に過失はないと処分庁自身も認めるところであり、この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができる」と規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁がその過誤により請求人に平成29年6月分以降の障害者加算の認定を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるということができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求める

ことも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。）」と判示する。

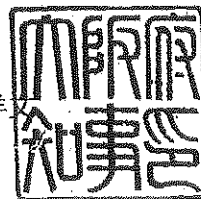
- (3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、少なくとも平成29年6月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件処分がこれら処分の適法性を前提として平成30年11月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

### 3. 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月1日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



### 教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1

年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

